

# 令和4年度吉富海岸再生プロジェクト業務特記仕様書

## 1. 業務名

令和4年度吉富海岸再生プロジェクト業務

## 2. 適用

吉富町（以下「発注者」という。）が発注する、令和4年度吉富海岸再生プロジェクト業務（以下「本業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

## 3. 目的

吉富町は東西2km・南北3km・面積5.72㎢と九州一小さな面積である一方、一級河川と二級河川に挟まれ、河口の干潟には、かねてから天然記念物のカブトガニや天然あさり、絶滅が危惧されるアオギスなどが生息しており、全国でも希少性の高い地形である。

一方で、この地域特性から川や瀬戸内海から漂流してくるゴミが多く、環境汚染が問題化している。そこで、ゴミ問題を調査・研究し、貴重な干潟を守り豊かな海を取り戻すための対策を行いたい。

あわせて、「脱炭素日本一を推進するまち」を掲げる吉富町では、環境への取り組みとして未来を担う子どもたちへの環境教育の強化が必要と考えており、子どもや町民の環境に対する意識を高めるための事業を実施したい。

そして、これらの事業を継続的な取り組みとするためには、財源の確保が重要である。このため、マスメディア等を活用して、本町の取組みを人口・企業が集積する首都圏を中心として全国に向けて発信し、企業目線で寄付から活用までのサイクルを「見える化」することで、町のプロモーションと合わせて町の取組みに協賛いただける企業からの継続的な企業版ふるさと納税の獲得につなげ、継続的な事業展開を目指す。

## 4. 業務内容

### (1) 脱炭素日本一に向けた海洋ごみの情報収集・整理

「脱炭素日本一を目指す吉富町」に必要な川及び海洋ゴミの現状把握及び実態の情報収集をした上で、漂着物の整理・分類の手法を検討する。

### (2) 事業計画作成

海洋ごみの調査結果を踏まえ、2023年度以降の環境教育・次年度の事業計画（スケジュール等）を作成する。なお、事業内容については、関係者協議を踏まえ、決定するものとする。関係者協議は5回を予定しているが必要に応じて別途協議を行う。

### (3) 実施設計

事業の持続性を担保するため、次年度以降の SDGs 未来都市の申請及び企業版ふるさと納税の獲得を見据えた事業の提案を行うこと。

また、令和 5 年度以降に事業費を予算計上するか否かを検討するため、令和 5 年度実施予定事業の概算事業費の積算を令和 5 年 2 月末までに行うこと。

なお、事業の持続性担保のための財源確保に対する提案を含めること。

### (4) 海洋・川ごみ等の脱炭素に向けた産官学連携推進

本事業を継続的に推進するために、大学又は研究機関等との連携を提案すること。なお本事業の経費に、大学又は研究機関等への事業費も含めること。

### (5) 実践的な事業の提案

吉富海岸の環境整備において、子どもや町民の「環境」に対する意識を高めるため、専門家と連携し、海岸や干潟に関する環境を学ぶワークショップを行うこと。

### (6) 本事業の取り組みの周知・認知のためのシティプロモーション

本事業において、次年度以降の継続を目的としたシティプロモーションを通じた取り組みとして、事業を「見える化」し、周知・認知をさせる。首都圏を中心とした公共の電波等を活用して吉富町の情報を全国へ発信する番組の制作を行い、地域の持続性を含んだ具体的な制作物を作成すること。

また、これら制作物については、町の HP などでの二次利用が可能なものとする。

### (7) 報告書作成

上記の事業計画・実施設計の検討内容を報告書にとりまとめる。

### (8) 打合せ

打合せ回数は、両者協議の上必要に応じて行う。

## 5. 委託期間

契約締結の翌日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

## 6. 業務場所

吉富町及び周辺地域

## 7. 成果報告書の提出

(1) 報告書（印刷製本、A4 版）

3 部

- (2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R又はDVD-R）1部

## 8. 業務の進め方

- (1) 受注者は、業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互確認すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議を行い、処理すること。

## 9. その他

- (1) 受注者は、関係法令及び条例を遵守し、個人情報及び発注者並びに関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (3) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 受注者が業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

以上